

墨田区緑の基本計画



平成 23 年 2 月

墨 田 区

墨田区緑の基本計画（改定）にあたって



本区は、荒川や隅田川などの豊かな水辺に囲まれ、江戸時代からの歴史や伝統文化により情緒あふれる下町文化が形成されてきました。他方、戦後の急速な経済成長以降、住宅密集地の形成や工業・商業用地の拡大により緑が少ない市街地となっています。

こうした中、昭和47年（1972年）に他の区に先駆けて「緑化宣言」を行い、平成7年（1995年）には都市緑地保全法（現在の都市緑地法）に基づく緑の基本計画を30年計画として策定し、緑化の推進に取り組んでまいりました。しかし、策定から15年が経過し、この間の社会経済状況の変化と、都市部のヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策、生物多様性の確保など緑と環境に係る新たな課題への対応が必要となってまいりました。

これらの課題に対応するとともに、計画の推進にあたっては、平成21年（2009年）10月に行った「すみだ環境区宣言」や、平成21年（2010年）9月に制定された「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」に基づき、区民の方々との「情報の共有」「参加」「協働」を基本としてまいります。

本基本計画の改定にあたりましては、学識経験者や区民委員を含めた改定検討委員会を設置して検討を重ねて取りまとめました。また、本基本計画では、旧計画のテーマである「まちは百花園」を受け継ぎ、緑の量・質と併せて、地域に根ざした緑文化を豊かなものにしていくことを目指しております。

今後とも、区民の皆様と共に、緑豊かな墨田区に向けて積極的に取り組んでまいりますので、一層のお力添えをお願い申し上げます。

平成23年2月

墨田区長 **山崎 昇**

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 計画の前提.....	2
2. 上位関連計画.....	4
3. 改定の視点.....	11
4. 今回の改定計画での主な改善点.....	16
第2章 緑の現況と課題	17
1. 概況.....	18
2. 緑の現況.....	20
3. 関連条件の整理.....	33
4. 区民活動及び連携活動など.....	41
5. 計画課題の整理.....	48
第3章 計画の目標と基本方針	49
1. 緑の将来像.....	50
2. 基本方針.....	52
3. 目標年次.....	53
4. 計画目標.....	54
第4章 施策の内容	57
1. 計画の体系.....	58
2. 各施策の内容.....	61
第5章 リーディングプロジェクト	83
1. リーディングプロジェクトの概要.....	84
2. 各リーディングプロジェクトの内容.....	84
第6章 地域ごとの計画	91
1. 地域ごとの計画の構成.....	92
2. 地域ごとの計画内容.....	93
第7章 計画の実現に向けて	111
1. 区民と事業者と区の役割.....	112
2. 段階計画.....	113
3. 進行管理.....	114
資料編	115
1. 検討体制.....	116
2. 検討経過.....	118

第1章 計画の位置づけ



第1章 計画の位置づけ

1. 計画の前提

1) 改定の目的

「墨田区緑の基本計画」（以下、本計画という）は、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進などに係わる総合的な計画であり、現行計画は平成7年度に策定し、策定以降、同計画に示した5つの基本方針に基づく49の施策を進め、「まちは百花園」の実現に向けて計画を進めてきました。

現行計画の目標年次である平成37年(2025年)の中間期にあたる平成22年度に改定する本計画は、計画策定からこれまで進めてきた施策に対して、その達成度、区民ニーズへの対応度、現在の社会ニーズへの適用度などを評価し、緑の現況、社会的要請などをふまえて改定するものです。

2) 計画の位置づけ

本計画は、「墨田区基本計画」を上位計画にもつ計画であり、墨田区基本計画における緑分野の各種施策について、公有地から民有地に至るまできめ細やかに示しています。さらに、「墨田区公園マスタープラン」を連携計画にもち、公園の整備・改修・管理運営に関する目標や施策などを具体的に示しています。

また本計画は、本区のまちづくりの総合指針を示した「墨田区都市計画マスタープラン」、環境の共創に関する施策を総合的に示した「すみだ環境の共創プラン-すみだ環境基本計画-」などの緑の保全や創出に関する目標や方向性について連携を図るとともに、国や東京都の関連計画とも連携します。

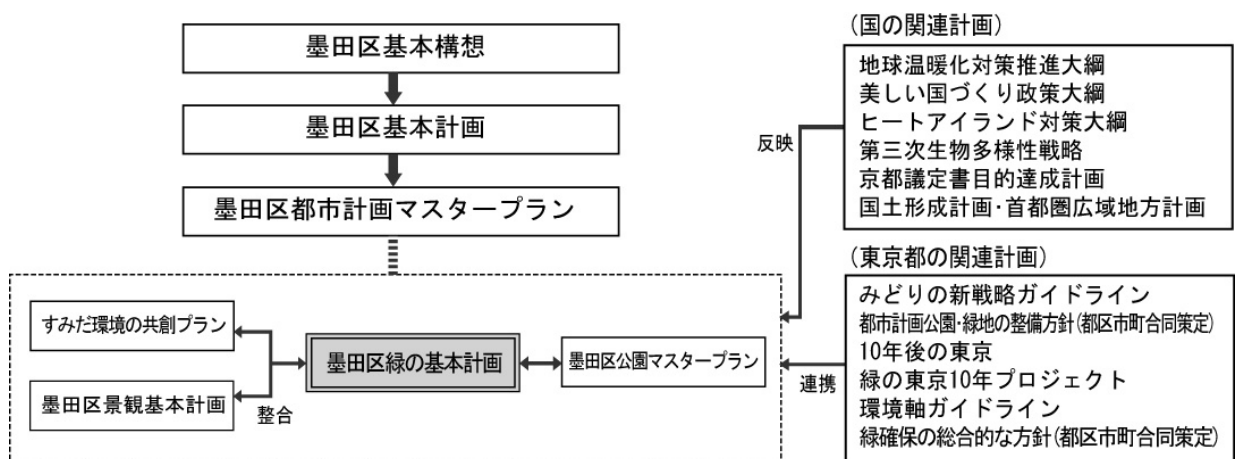


図 1-1：計画の位置づけ

3) 計画の対象

本計画は、都市公園、公共施設や民有地などにおける緑化、緑地の保全、緑の創設に係わる区民、事業者などと協働で行う活動など、緑に関する様々な施設の整備やプログラムを対象としています。

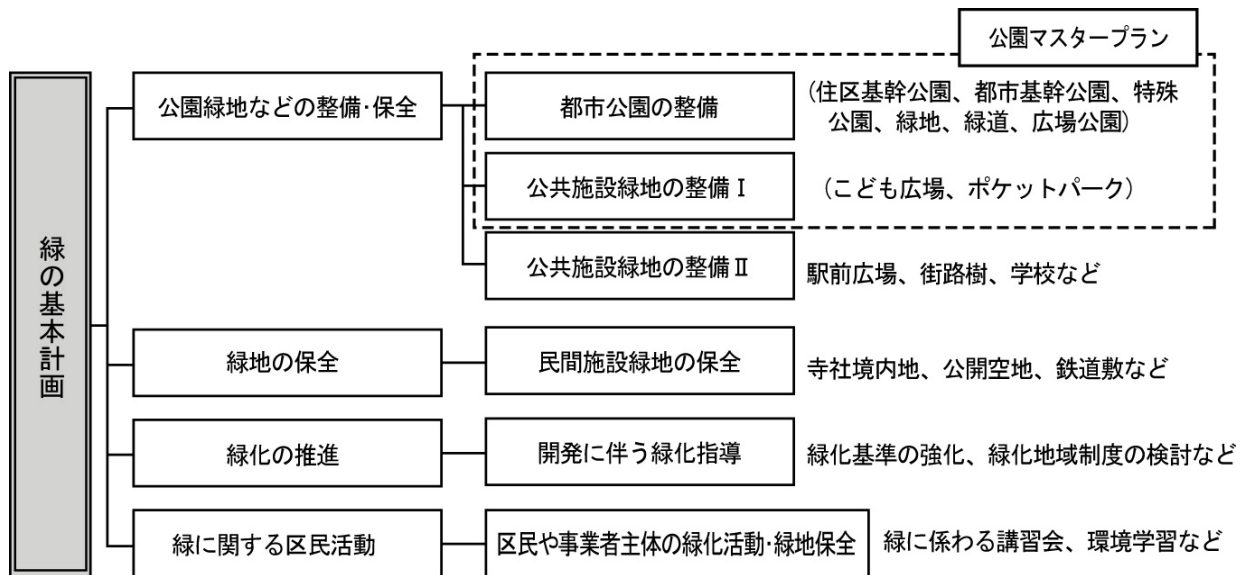


図 1-2：計画の対象

2. 上位関連計画

上位関連計画は以下の計画について、概要と関連施策を示します。

<p>1) 墨田区上位関連計画</p> <p>(1) 墨田区基本計画</p> <p>(2) 墨田区都市計画マスタープラン</p> <p>(3) 墨田区公園マスタープラン</p> <p>(4) すみだ環境共創プラン-すみだ環境基本計画-</p> <p>(5) 墨田区景観基本計画</p> <p>(6) 墨田区観光振興プラン「新タワーを活かし、住んでよく、訪れてよい国際観光都市すみだをつくる」</p> <p>(7) 墨田区基本計画新タワー関連事業編</p> <p>(8) 墨田区地域防災計画</p>	<p>2) 東京都関連計画</p> <p>(1) 緑の東京計画</p> <p>(2) 10年後の東京～東京が変わる～</p> <p>(3) 都市計画公園・緑地の整備方針</p> <p>(4) 緑の東京 10年プロジェクト～緑あふれる東京の再生を目指して～</p> <p>(5) 東京構想 2000-千客万来の世界都市をめざして-</p> <p>(6) 東京都景観計画</p> <p>(7) 環境軸ガイドライン～みどり豊かな都市空間のネットワーク～</p> <p>(8) 緑確保の総合的な方針</p> <p>3) 国の関連計画</p>
--	--

1) 墨田区上位関連計画

(1) 墨田区基本計画（平成 18 年 12 月）

「～水と歴史のハーモニー～ 人が輝く いきいき すみだ」を基本理念に、協治（ガバナンス）の考え方に基づき、区民、事業者、区がそれぞれの役割分担のもと、一緒に力をあわせ、魅力や活気あふれるすみだをつくりだすこととしています。

【関連事業】

<p>リーディングプロジェクト 1 「人々がいきいきと輝く、夢と希望のまちをめざします」</p> <p>○緑や水辺の空間創出</p> <p>開発時における緑のオープンスペースの創出／隅田川・北十間川などの水辺空間のにぎわい創出／学校緑地を緑の運動広場化</p> <p>リーディングプロジェクト 2 「魅力都市すみだ」をめざします」</p> <p>○良質な景観・環境の創出</p> <p>旧安田庭園の整備／墨堤の桜の保全・創出／隅田川艇庫（仮称）の整備／公園新設・再整備／北十間川の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策 112 旧安田庭園再整備事業、墨堤の桜保全整備・創出事業 ・ 施策 122 きれいなトイレ（仮称）整備事業 ・ 施策 132 魅力ある公園花壇づくり事業、緑と花の学習園機能充実事業、荒川自然生態園整備事業、親水公園整備事業、公園新設・再整備事業 ・ 施策 231 駅前広場空間などの整備事業 ・ 施策 232 公園出入口バリアフリー整備事業、公園など公衆トイレ整備事業 ・ 施策 411 京島地区まちづくり事業、鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業、住宅市街地総合整備（密集型）事業 ・ 施策 481 地球温暖化対策（地域）推進事業 ・ 施策 522 運動広場整備事業（学校跡地に整備）

(2) 墨田区都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）

「墨田区基本構想」(平成 17 年 11 月)の策定や、押上・業平橋駅周辺地区に東京スカイツリー®が建設されるなど、まちづくりの状況が変化したことから、これらの計画・事業と整合させた改定を行っています。

【関連事業】

- ・公園緑地の整備方針は、現行計画の内容が記載されている。墨田区公園マスタープラン（改定版）の策定後、墨田区都市計画マスタープランにその内容を反映するものとしている。
- ・河川については、うるおいとやすらぎのある水辺空間の再生を掲げている。特に内部河川については旧中川、北十間川、横十間川、竪川の堤防・護岸の耐震性の向上を促進するとともに、親水性の高い河川空間の整備を図ることとしている。

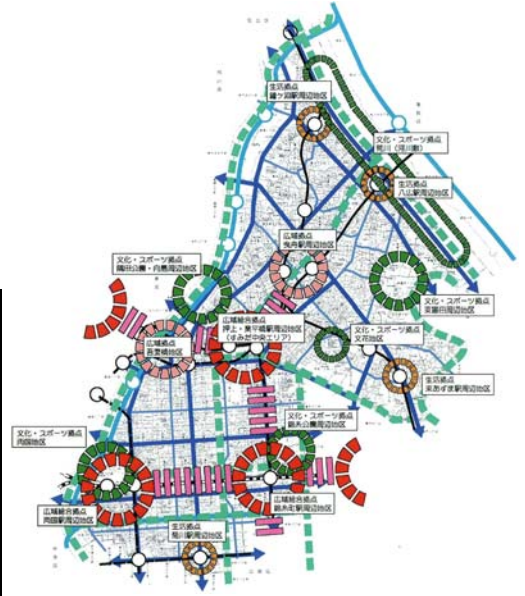


図 1-3：将来都市構造図

(3) 墨田区公園マスタープラン（改定）（平成 22 年 11 月）

『墨田区公園マスタープラン』は、既往の「すみだの表情をつくる」を継承しつつ、人々のあたたかみと水と緑を感じる公園を実現するために、個々の公園の整備内容を示した具体的な計画です。

計画の構成は、多様な公園整備・改修・管理手法を示した「公園整備戦略プラン10」を計画の骨格とし、公園や地域の特性を4つに分けて、個別の公園における整備内容を示した「エリアプラン」と、エリアプランの中からエリアの特色を高めることを目的とした「重点事業」、さらに公園の運営や維持管理を総合的に示した「マネージメントプラン」によって構成されています。



図 1-4：将来公園整備計画図

【関連項目】

『テーマ』…すみだの表情をつくる～人々のあたたかみと水と緑を感じる公園～

『基本方針』…①積極的に面積を拡大する

②質を向上する

③区民とともに育てる

『計画内容』

●公園整備戦略プラン 10

1. 都市生活に水と緑の潤いを与えるまちの骨格となる新しい公園をつくります
2. すみだを代表する風景のある公園をつくります
3. 気軽に行ける身近な公園を新しくつくります
4. 災害からまちを守る公園を新しくつくります
5. 誰でも快適に使える公園をつくります
6. 子どもを健やかに育てる公園をつくります
7. 訪れた人の心と体が健康になる公園をつくります
8. 歴史や文化を伝える公園をつくります
9. 地域コミュニティを育てる公園をつくります
10. 区民や事業者のアイデアを具現化できる公園をつくります

●エリアプラン

- ・隅田川・両国〈歴史・文化エリア〉
- ・荒川・旧中川〈スポーツ・自然レクリエーションエリア〉
- ・北部〈住宅防災エリア〉
- ・南部〈住宅商業エリア〉

●重点事業：エリアの特色を高める事業を示している。

●パークマネジメントプラン

①管理計画、②運営計画、③管理運営の評価、④管理運営の主体と役割分担について整理し、総合的な公園の運営・維持管理計画となっている。

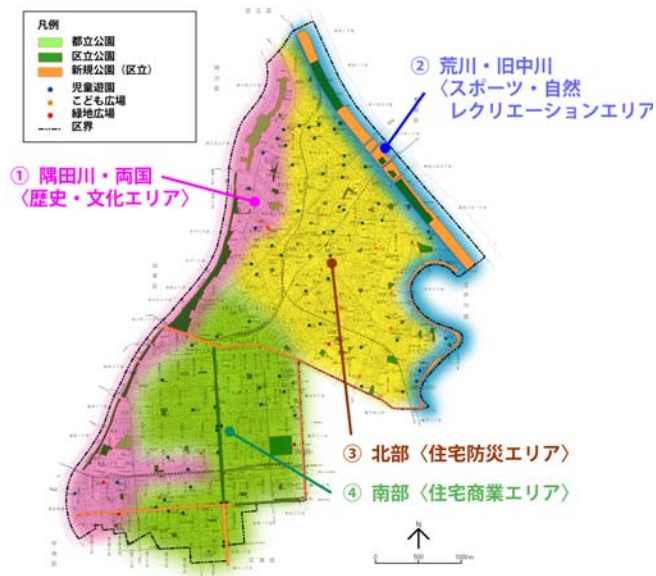


図 1-5：エリア区分

(4) すみだ環境の共創プラン-すみだ環境基本計画- (平成 19 年 3 月)

「将来世代へ引き継げる、人と環境にやさしい『環境共創すみだ』を実現する」をテーマに、文化や歴史が香り、東京スカイツリー®完成を見すえた観光都市として、10 年後のすみだの環境像を打ち出しています。

【関連事項】

魅せるまちかどガーデニングの推進／街路樹の整備・見直し／立体緑化の推進／緑への設置奨励／空き地の緑化推進／一定以上規模の建設事業に対する緑化指導／墨堤の桜の保全・創出事業／親水公園の整備（大横川親水公園・豎川親水公園整備）／公園新設・再整備／旧安田庭園の整備／北十間川水辺活用構想／河川整備における自然環境の再生／ガーデニングとミニビオトープの整備・普及（エコポケットの創出）／緑と花の学習園の機能充実／荒川自然生態園の整備／緑と花のサポーター制度／押上・業平橋駅周辺地区整備事業による新たな環境の創出／環境体験学習の場（大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学習園）としての充実・整備

(5) 墨田区景観基本計画（平成 19 年度）

墨田区景観基本計画は、東京スカイツリー®の建設などによる新たな景観の創出や、歴史・文化資源を活用した景観形成、地域のまちづくりと連携した景観形成に向けて新たなすみだの都市景観のあり方や方向性を示した計画です。また、墨田区景観基本計画の下位計画として墨田区景観計画が策定され、景観法に基づく実効性のある景観まちづくりを進めています。

【関連事項】

- ・景観軸の「水と緑の景観軸」や「コミュニティ景観軸」、「東京スカイツリーへの眺望軸」により、河川や道路の線的骨格において秩序ある景観形成や、地域間の連携・調和のとれた景観形成を図る。
- ・景観拠点の「都市景観拠点」や「歴史・文化景観拠点」、「自然景観拠点」により、墨田区を特徴づけるとともに人々が共感できる景観形成を図る。



図 1-6：景観構造図

(6) 墨田区観光振興プラン 「新タワーを活かし、住んでよく、訪れてよい国際観光都市すみだをつくる」（平成 20 年 1 月）

目標を「新タワーを活かし、住んでよく、訪れてよい 国際観光都市すみだをつくる」とした計画で、従前の産業振興に加えて、東京スカイツリー®建設を起爆剤に、国内外から多くの来街者が訪れる本区の魅力を存分に観光客が味わい、住む人にとっても快適なまちづくりを進めていくこととしています。また、すみだのファンを世界中に増やすための国際的な観光都市づくりにむけ、情報発信力を高め、世界から愛されるすみだを築くこととしています。

(7) 墨田区基本計画新タワー関連事業編（平成 19 年 3 月）

東京スカイツリーの建設に伴い、ハード・ソフト両面に渡って本区が積極的に取り組むべき事業、及び国や東京都、事業者などと連携して実施していく事業について計画したものです。

【関連事業】

- ・北十間川など整備事業…東京スカイツリー街区と浅草通りを結ぶ人道橋の整備や、歩行者デッキ・テラス、水質浄化施設などの整備を行うとともに、北十間川の河川環境整備を行う。
- ・親水公園整備事業…大横川親水公園を東京スカイツリー周辺と錦糸町・両国を歩いて結ぶ観光ルートにするために、園路の改修やバリアフリー化、外国語表記した案内板などの再整備を行う。



図 1-7：すみだ中央エリアの位置づけ

(8) 墨田区地域防災計画（平成 21 年度修正：墨田区防災会議）

墨田区地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、墨田区防災会議が策定した計画です。

【関連事項】

避難場所として荒川・四ツ木橋緑地、区役所・隅田公園自由広場一帯、錦糸公園などの公園・緑地が指定されている。また、一時集合場所を町会・自治会ごとに住民との協議のうえ選定している。公園、児童遊園、こども広場の多くは一時集合場所に位置づけられている。

2) 東京都関連計画

(1) 緑の東京計画（平成 12 年 12 月）

東京都全域を対象に、「東京構想 2000」と連携しつつ、平成 27 年までの緑づくりの目標と施策の方向や、その展開内容について、総合的・体系的に示した計画です。

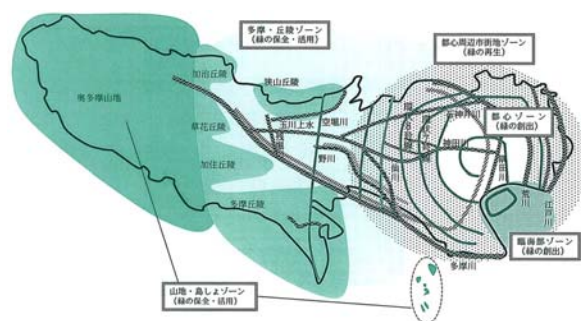


図 1-8：ゾーン別施策の展開

【関連事項】

- ・ 緑のもつ環境を改善する機能を最大限に活用してヒートアイランド現象などの都市環境問題を緩和するため、屋上緑化などによる緑化の推進、連続した緑の形成など、都民などと連携して、緑を保全・回復していく。
- ・ 避難場所となる公園や、避難路・防火帯となる街路樹のある道路などを適切に配置し、緑のネットワークの形成を図ることにより、安全な都市とする。
- ・ 隅田川景観基本軸では、歴史、文化、風格を感じさせる緑を利用した景観づくりを進める。
- ・ 「公園、学校、事業所などで、チョウやトンボなどの『身近な生き物の生息空間』づくりを推進するなど、身近な生き物の生息地の確保や身近な生き物と触れあえる場を増やす。

(2) 10 年後の東京～東京が変わる～（平成 18 年 12 月）

平成 28（2016）年の東京の姿（8つの目標）と、それに向けた政策展開の方向性を明示した都市戦略。東京が近未来に向け、都市インフラの整備だけでなく、環境、安全、福祉、文化、観光、産業、スポーツの振興など様々な分野でより高いレベルの成長を遂げていく姿を描いています。

【関連事項】

- ・ 「目標 1 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」の中で①都心部の緑の拠点（700ha）などを幹線道路の街路樹で結ぶグリーンロード・ネットワークの形成、②屋上・壁面緑化などあらゆる都市空間のすきまの緑化、全公立小中学校の芝生化などで 1000ha の緑の新たな緑を創出、③水辺に顔を向けたまち並みの整備などを進める。
- ・ 「目標 4 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める」の中で、地域の防災力を向上させるために小規模な公園や空地を防災基地として防災ネットワークを形成する。

(3) 都市計画公園・緑地の整備方針（都区市町合同策定）（平成 18 年 3 月）

都市計画公園・緑地について、整備の重要性・効率性などから、平成 27（2015）年までに優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」を選定し、その中で「優先整備区域」を設定するものです。

【関連事項】

- ・重点化を図るべき公園・緑地の内、「風致公園」として隅田川公園が指定されている。
- ※隅田川を隅田川公園として一体的に風致公園に指定している。

(4) 緑の東京 10 年プロジェクト～緑あふれる東京の再生を目指して～（平成 19 年 6 月）

これまで都が策定した緑に係わる各種関連計画をふまえ、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを目標に、今後 10 年間で展望した施策、及び今後取り組んでいく「緑施策」の基本的考え方や方向性を示しています。

【関連事項】

- ・「都市公園・海上公園は今後の4年間で新たに 180ha 以上を創出、水辺緑化も推進」を掲げ、都市公園については、緑の拠点となる都市公園や区市町村立公園などを、平成 22 年度末までに 150ha 以上を新規開園し、平成 27 年度末までに 300ha 以上を整備する。
- ・都内の街路樹を 100 万本に倍増する。

(5) 東京構想 2000—千客万来の世界都市をめざして—（平成 13 年 1 月）

都民にとって生活しやすく、魅力ある将来の都市像を描き、その実現に向けた取り組みの全体像を示した都の全体計画です。

【関連事項】

- ・幹線道路や水辺空間との緑のつながりを考慮しながら、重点的な公園整備を進め、緑の拠点を創出する。
- ・旧中川などの河川空間において、地元区市町村などと連携を図りながら緑化を推進する。
- ・幹線道路や河川空間が、公園など他の公共施設に接する場合、兼用工作物制度を活用するなど、それぞれの管理の垣根を取り払ったゆとりのある空間を形成する。
- ・学校や公園にピオトープの導入を促進する。
- ・隅田川などで、護岸の耐震化にあわせて、水辺にアクセスできるテラスや親水護岸を整備し、うるおいのあるオープンスペースを創出する。
- ・隅田川のテラスなどで、河川法や道路法に基づく管理の規定を弾力化し、オープンカフェテラスなどの設置を誘導する。
- ・行政の活動領域を NPO など市民活動にさらに開放していくことにより、行政との新たな協働関係を構築する。
- ・延焼の危険性が高い地域においてミニ延焼遮断帯を形成する。
- ・区部で大きな面積を占める建築物について、屋上緑化、壁面緑化などにより緑を増やすことに取り組む。

(6) 東京都景観計画（平成 19 年 4 月）

都民や事業者、区市町村などと連携・協力しながら「美しく風格のある首都東京」を実現するための具体的な施策をまとめています。

【関連事項】

- ・景観基本軸…隅田川景観基本軸が位置づけられており、隅田川に接する緑地を計画的につなげるように誘導し、広がりや連続性のある景観の形成を図ります。
 - ・景観形成特別地区…文化財庭園など景観形成特別地区では大名庭園などの大規模な緑地（墨田区：向島百花園、旧安田庭園）について、順次、景観重要公共施設*に指定し、それらの魅力をさらに向上させ、歴史的、文化的な景観を次世代へと伝えていきます。
- ※景観重要公共施設に位置づけた施設の周辺では、当該公共施設の整備などの機会にあわせて、地域における良好な景観の形成を図る観点から、土地利用を適切に誘導します。

(7) 環境軸ガイドライン～みどり豊かな都市空間のネットワーク～（平成 19 年 6 月）

「つなげる・広げる・守り育てる」をコンセプトに都や区市、都民や民間事業者が、環境軸の形成に向けて、まちづくりに関する計画や事業を行う際の指針を示しています。

(8) 緑確保の総合的な方針（都区市町合同策定）（平成 22 年 5 月）

既存の緑を東京都全域について実態把握した上で、保全を推進するために対策を示したものです。多摩地区など自然環境が多く残っている地域では、山地、丘陵地、崖線や農地などに対して保全を強化し、区部など開発が進んでいる地域では、土地区画整理事業や地区計画などの中で中・長期的な視点で緑化の拡大を図っていくものです。また、緑のまちづくりの観点からは、界わい緑化の推進や大規模団地の緑の再生など、今後取り組むべき施策を示しています。

3) 国の関連計画

関連する国の計画・大綱・戦略を以下に示します。本計画はこれらを反映していきます。

計画・大綱・戦略名	概要
地球温暖化対策推進大綱 （平成 14 年 3 月）	増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取り組みの推進方策を示している。
美しい国づくり政策大綱 （平成 15 年 7 月）	国土を国民一人ひとりの資産として、わが国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次世代に引き継ぐという理念のもと、美しい国をつくるための 15 の具体的施策を示している。
ヒートアイランド対策大綱 （平成 16 年 3 月）	ヒートアイランド対策の 4 つの柱として、人口排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善をたて、各種施策などを示している。
第三次生物多様性国家戦略 （平成 19 年 11 月）	生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に係わる国の施策の目標と取り組みの方向を定めている。
京都議定書目標達成計画 （平成 20 年 3 月改定）	京都議定書で日本に課せられた、温室効果ガスの 6%削減を達成するために必要な措置を計画・立案している。
国土形成計画・首都圏広域地方計画（平成 20 年 8 月）	国土形成計画法に基づく「国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画」で、全国計画と広域地方計画から構成される。

3. 改定の視点

今回の改定では、上位関連計画をふまえ「現行計画の評価」と「本区の緑に求められる社会的要請」に対応できる計画としていきます。

1) 現行計画の評価

平成7年度に策定された現行の緑の基本計画は、法定計画として緑に関する施策を体系化したもので、将来像として「まちは百花園」を目指しています。これは、住宅が密集する本区において、すみだの人々によって育まれてきた緑文化が、まちいっぱい花開く、緑のまちの姿を示しています。

この将来像を実現するため、以下の5つの基本方針に基づき進めてきました。その方針の達成状況と課題を示します。

＜基本方針①＞緑の絶対量を増やし、緑化のためのオープンスペースを確保する。

本方針の目標を「緑被率を50%増やし、樹木緑被率を2倍にしてオープンスペースを倍増する」としています。各種施設で緑化を進め、緑量は増加したものの、緑被率増加に向けて、まとまった緑地を確保できる都市公園は、平成22年の目標面積として109.3haまで増やすことができませんでした（現在は70.3ha）。施設ごとにみると、公園・広場の数や、公共・民間施設の緑被面積が増加しており、今後は緑の質の面から、具体的な緑化方策が必要です。

現行計画策定時の施設別緑被面積と現在の緑被面積を比較すると、公園は、当初の52.0haに対して36.2haと目標を達成することはできませんでした。学校は5.0haから5.9ha、公共施設は2.0haから4.3ha、民有地は33.0haから41.5haと当初の計画よりも増加しました。

＜基本方針②＞樹木や花を増やすとともに、接道部などを緑化して目に見える緑を増やす。

本方針の目標を「樹木や花の量を増やし、親しみやすい緑化を推進する」としています。これまで人目に触れる緑の創出をしていくため、接道部の緑化を進めてきましたが、敷地面積が狭く建ぺい率が高いことから、生垣を設置する余地が少ないことなどが要因となり、接道部の緑化が十分に進みませんでした。

本区では接道部緑化以外の方策として、屋上・壁面緑化の助成制度を開始するなど、緑化方策を拡充し、立体緑化が進んでいます。今後、緑量増加と緑視効果の観点から区の景観計画とも連携して、屋上・壁面緑化など、効果的に敷地内の緑化を進めていく必要があります。

＜基本方針③＞水辺の自然、市街地の自然を保全・回復して、人と自然の共生を図る。

本方針の目標を「樹木や草地、水辺の自然を保全・回復し動植物との共生を図る」としています。河川及びその周辺地域において、自然保護、トンボの生息地の造成、ピオトープの設置など、生物多様性を高める事業を進めた結果、観察される生物相が多様化しました。また一方で、外来種が繁殖している地域が見られます。

今後は、増えすぎた外来種の排除など適切な維持管理を行う方針を定めて、全体の生態系を健全に保っていく必要があります。また、市街地内における生態系は未だ単調であり、公園などを主体に街路樹やまちなかの緑化を活用した生物多様性を高めていく必要があります。

<基本方針④>公園と水辺、公共施設などを緑や花でつなぎ、まちのどこでも季節感を味わうことができようにまち並みを整える。

本方針の目標を「緑と花と水のネットワークづくりを推進する」としています。墨堤の桜をはじめ、水と緑がつながる景観は、本区のまちづくりの中で重要な要素です。今後、荒川・旧中川の広い水辺、大横川、北十間川などの身近な内部河川、隅田公園や旧安田庭園などのかつての潮入りの池などに加えて、路地の草花など下町情緒、東京スカイツリー[®]など新旧の景観要素を資源とした景観まちづくりと連動し、水と緑のネットワーク化を進める必要があります。

また、大横川親水公園や旧中川では水と緑の空間をつないできましたが、その他の水辺では、水位低下対策や耐震護岸工事を中心とした河川改修を先行して行ってきたため緑のネットワーク化が十分でない場所が存在しています。また、公園間のネットワーク化では、公園の配置や街路樹の活用が不十分で、連続性を確保することができませんでした。

今後は、まちなかの接道部緑化、壁面・屋上緑化などの緑も利用するなど、景観や憩いの場の創出など緑のもつ効用を一層発揮させながら、水と緑をつないでいく必要があります。

<基本方針⑤>区民参画により地域性豊かで持続性のある緑づくりを推進する。

本方針の目標を「緑化推進のための意識啓発を行い、情報の整備を図る」としています。公園・児童遊園では、より一層愛着と親しみをもって利用してもらうために、公園の計画段階から地域の方々が参画し、完成後も区民による自主的管理を行う公園愛護協定を締結し、一定の成果は得られています。

一方、まちなかの花壇づくりや緑づくり、清掃などの緑化に関する区民参画による活動は十分進んでおらず、今後は活動の一層の活性化を図る必要があります。

2) 本区の緑に求められる社会的要請

①環境問題への対応

近年、地球の温暖化が深刻な状況になりつつあります。わが国では、平成 21 年にデンマークのコペンハーゲンで開催された第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）で、二酸化炭素など温室効果ガスを平成 2 年（1990 年）比で 25%の削減を表明しています。都市の緑地は、二酸化炭素の貴重な吸収源であると同時に、地域温度の格差を緩和してエネルギー消費の減少にも寄与しています。また、日本の6大都市では、ヒートアイランド現象の影響が顕著に表れ、この 100 年間に平均気温が2～3℃上昇しています。

このため、都市の緑を保全・創出して地表や建物の緑化を進め、建物の表面温度の上昇・熱の放出を抑えるとともに、地球温暖化対策として、緑を軸とした都市環境の改善を進めていく必要があります。

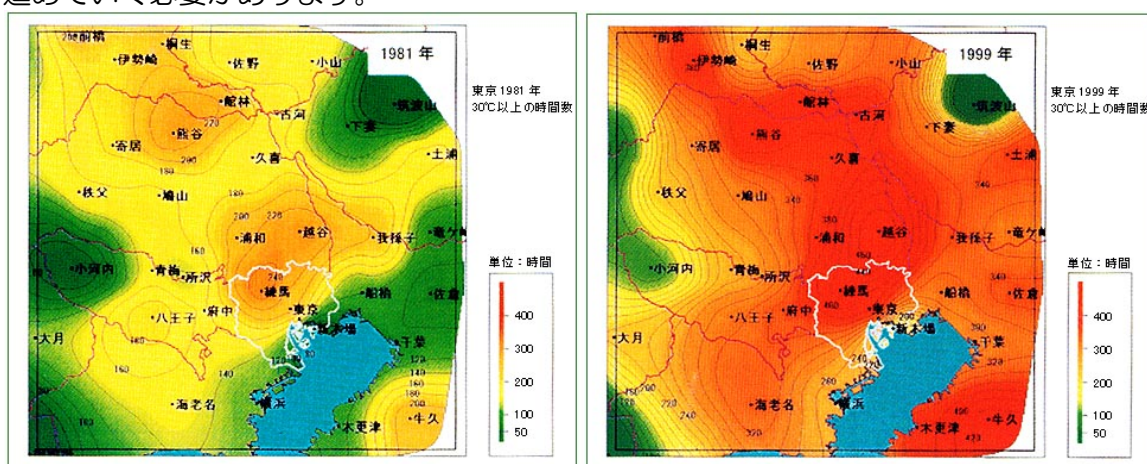


図 1-9：墨田区及び周辺の気温の状況

② 生物多様性の向上に向けた取り組み

人類を含めた全ての生き物の生命と暮らしを支えるためには、個々の生き物だけでなく、生態系そのものを守っていくことが必要です。生態系が大きく崩れた要因として、人間が利便性を求めたことによる土・水・大気の汚染、生き物の生息地や生育地の消滅があげられます。健全な生態系は、生き物の多様性によって維持され、反対に生態系の破壊は人類そのものの生存を脅かすことにもなります。これまでの開発などにより崩れた生態系を取り戻すため、国は平成 7 年から生物多様性国家戦略を立て、平成 20 年 5 月には生物多様性基本法を制定し、取り組みを進めています。また平成 22 年には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催が愛知・名古屋で開催され、「SATOYAMA イニシアティブ」をはじめ、平成 22 年（2010 年）以降の生態系保全の国際目標「愛知目標」と遺伝資源から生じる利益の公平な配分に関する「名古屋議定書」が採択され閉幕しました。

本区においても都市の実情にあった生物多様性の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

③ 安全安心なまちづくりの対応

阪神・淡路大震災などの教訓を受けて、安全な都市づくりにおける緑の重要性が再認識されています。阪神・淡路大震災では、地震により発生した火災に対して、公園や街路の樹木は延焼や建物の倒壊を防ぎ、避難する人に空間的な余地を与えるなどの機能を果たしました。さらに公園緑地は避難場所や救援活動の拠点として活用されました。

本区においても、災害に強いまちづくりに資する公園整備や緑化を進めていく必要があります。

④ 緑による都市景観の創出

平成 16 年に景観法が制定されて以来、良好なまちづくりを進める上で景観の重要性が認識され、自治体レベルでの景観計画が必要とされてきました。本区においても「墨田区景観基本計画」が平成 20 年に策定されています。良好な都市景観を形成する上で、水と緑は、都市全体の景観の構成、身近な生活の中の景観形成など様々な場面で重要な要素です。

荒川・旧中川の水辺の自然環境や路地の草花などの下町情緒、近代的な東京スカイツリー®など新旧の要素をいかした様々な景観を水と緑でつくり出していく必要があります。

⑤ 新しい都市居住空間にあったまちづくりの推進

近年、区民の住まい方として低層住宅から中高層住宅へ居住する住民が過半数を超え、日常生活の中で緑と触れあう機会が少なくなってきました。

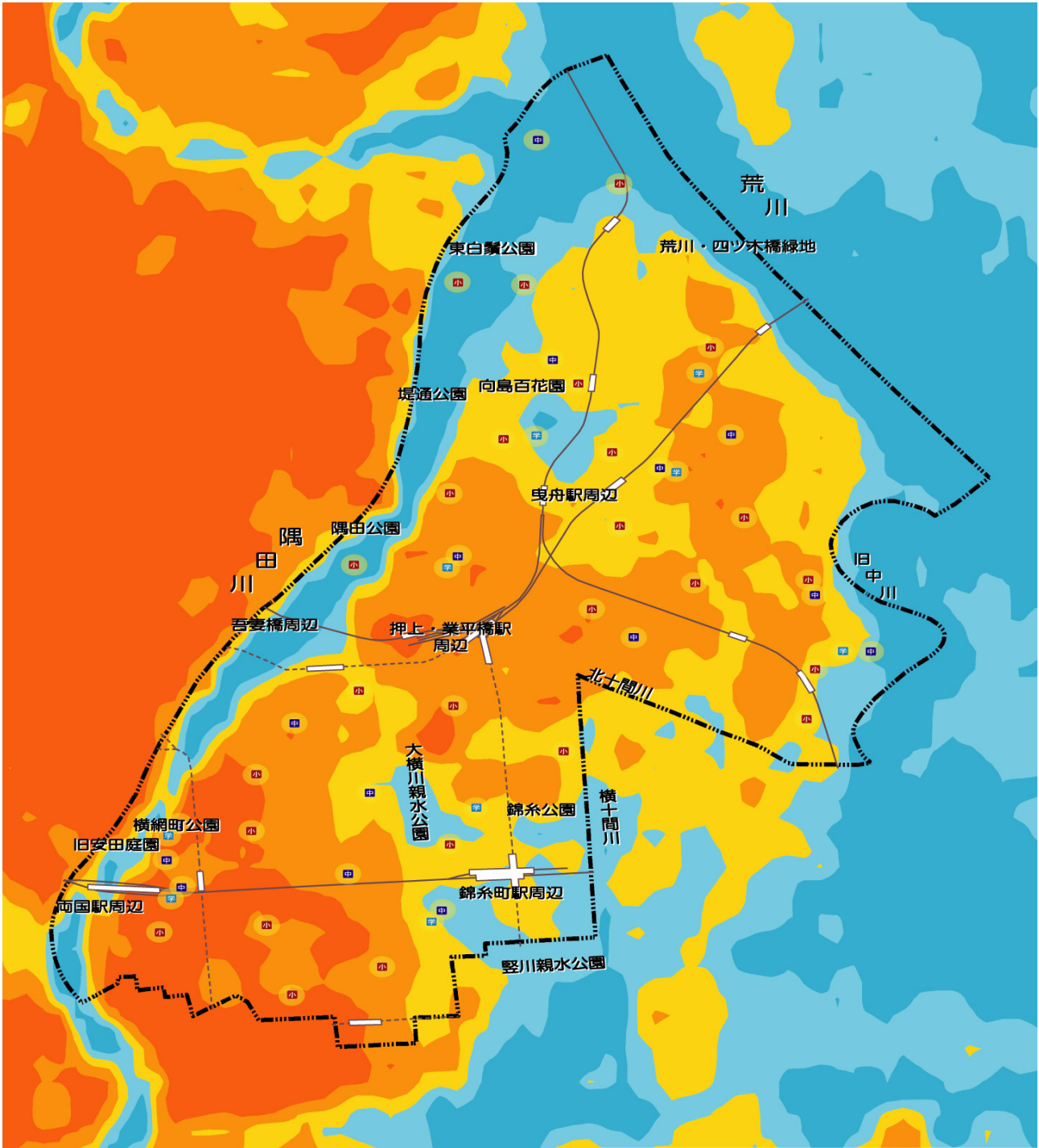
こうした現状をふまえ、緑の中での実体験を通して区民が視覚・聴覚・触覚・嗅覚などの感性に訴える緑を増やしていき、区民の緑に対する満足度を向上させる必要があります。

⑥ 区民協働の仕組みの確立

身近なことから地球規模にまで及ぶ環境問題への対応が求められている今日、緑がもつ大きな可能性に期待が寄せられています。また、緑や環境に対する課題について、区民の意識や関心が高まり、実際に行動して環境を改善しようとする取り組みも見られます。

平成 18 年に策定した「墨田区基本計画」では、自分たちのまちは自分たちの力でつくることを主軸に据え、区民や地域、事業者、NPO などが新たな担い手となり、区との協働、「協治（ガバナンス）」によりまちづくりを推進することとしています。本区の緑を量・質ともに充実させ、後世に伝えていくためには、この協治（ガバナンス）を基本としていきます。区民・事業者・区がそれぞれの役割を認識し、緑を守り、つくり、育てていくことが大切です。特に少子高齢化時代では、若い世代を育成しながら、団塊の世代のパワーを十分いかした新たな仕組みづくりを確立していく必要があります。

《参考資料》



人工衛星名：Terra
 センサー名：ASTER
 解析方法：レベル2B03
 撮影日時：平成20年7月25日10時33分39秒
 解像度：1ピクセル=90m

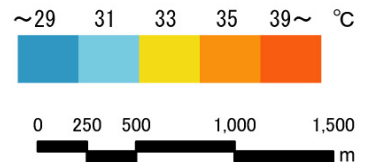


図 1-10：墨田区周辺の地表温度の状況（平成 20 年 7 月 25 日現在）

4. 今回の改定計画での主な改善点

「3.改定の視点」をふまえ、今回の改定計画では、主に以下の点に配慮した計画としていきます。

① 施策の体系を再構築する

現行計画の策定から15年が経過し、地球温暖化やヒートアイランド対策、生物多様性の向上などの観点から緑の果たす役割は一層大きくなってきました。また、区民の住まい方として低層住宅から中高層住宅へ居住する住民が増え、土や緑と離れた生活が進んでいるため、新しい都市居住空間にあった緑づくりを進めていく必要があります。あわせて、防災の観点からは、樹林帯や街路樹による延焼防止機能を高めるために、緑の量に加えて樹木の適切な配置も考慮に入れ、緑の活用を進めていく必要があります。

これらをふまえて、現行計画を精査した上で、施策の継承・追加変更・廃止などを決定していき、新たな方針に基づく施策の体系を再構築していきます。

② 区民による緑に関する評価をはかる指標設定を行う

現行計画では、緑量を評価する緑被率を計画の数値目標として掲げていましたが、密集市街地の多い本区においては、緑量の増加のみで区民に対する緑の評価をはかることは難しい状況にあります。

緑は、そこに存在しているだけでなく、区民の感性に触れ親しまれるような質の高い緑も増やして行く必要があるという視点に立ち、区民自身が感じることができる緑の満足度を評価できる指標設定を行います。

③ 計画の実効性を高めるための施策の具体化を図る

現行計画の目標は、「樹木や花の量を増やし親しみやすい緑化を推進する」や「樹木や草地、水辺の自然を保全・回復して動植物との共生を図る」など抽象的な表現が用いられ、施策との対応が分かりにくく、また具体的な施策展開が図れていないものもありました。

緑の将来像や計画目標の実現性を高めるために、個々の施策に対して「何をねらいとして」「誰が」「何を」「どのように」進めれば良いのかを明確に示していきます。

④ 施策を計画的に遂行していくための推進方策を示す

現行計画は、施策を総合的、体系的に示してありますが、具体的な進め方が不明確であった点が課題としてあげられます。

計画を着実に進めていくために、地域ごとの計画を作成し、施策を推進する具体的な時期を示していくとともに、進行管理の方法、庁内の推進体制などを提示していきます。